（旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条　削除

第三条から第九条までを次のように改める。

第三条から第九条まで　削除

第十二条第二項中「第九条第二項の」を「高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十五号）第三十八条の四第二項の」に、「第九条第二項中「当該年度」を「同条第二項中「同年度」に、「前項第二号」を「「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和厚生省令第五十五号）第十二条第一項第二号」に改める。

第十三条第四号中「第一条の二第二項第一号」を「第一条の三第二項第一号」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条中「、同令第六十一条第三項の規定は合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の基金に対する標準報酬総額の報告について、同令第六十二条の規定は新たに被用者保険等保険者となつた者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者の基金に対する届出について」及び「、同令第六十一条第三項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者数及び七十五歳以上の加入者等の数」とあるのは「標準報酬総額」と、同令第六十二条中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と」を削る。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十条第三項中「第十四条第五項第一号ハ若しくはニ、同項第二号ハ若しくはニ、同項第三号ハ若しくはニ、同項第四号ハ若しくはニ若しくは同条第七項」を「第十四条第七項」に改める。

第七十一条の八中「後期高齢者医療広域連合」の下に「が行う後期高齢者医療」を加え、「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第七十一条の九第一項第四号中「後期高齢者医療広域連合」の下に「が行う後期高齢者医療」を加える。

第七十一条の十第一項第五号及び第二項第三号中「後期高齢者医療広域連合」の下に「が行う後期高齢者医療」を加え、同条第四項中「後期高齢者医療広域連合の」を「後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第五条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の加入者」の下に「（法第七条第四項に規定する加入者をいう。第三十八条の六を除き、以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「前々年度の概算前期高齢者交付金」を「当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金」に、「が前々年度」を「が同年度」に改め、「超える保険者」の下に「（法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度」を「当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度」に改める。

第三条第一号中「すべて」を「全て」に、「前々年度」を「当該年度の前々年度」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第四条第四号中「第五十一条第一項第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「第十二条の二第一項」を「第二十二条の二第一項」に改める。

第五条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「及び当該年度の前々年度」を「及び同年度」に改める。

第六条第一項第一号中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改める。

第八条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（概算額補正率の算定方法）

第八条の二　法第三十四条第四項に規定する概算額補正率は、各被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る法第三十四条第四項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第九条第一項中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改め、同条第三項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「次号」を「次号イ」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」の下に「（被用者保険等保険者にあつては、当該額に前条に規定する概算額補正率を乗じて得た額）」を加える。

第十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改める。

第十一条中「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第四号中「第五十一条第一項第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「第十二条の二第一項」を「第二十二条の二第一項」に改める。

第十三条第一項第一号中「第三十五条第五項」を「第三十五条第六項」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（確定額補正率の算定方法）

第十四条の二　法第三十五条第四項に規定する確定額補正率は、各被用者保険等保険者に係る同項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第十五条中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同条の表中

第九条第三項